

令和6年度3回京都市男女共同参画審議会 議事録

- ＜日 時＞ 令和7年3月27日（木）
午後2時～午後4時
- ＜場 所＞ 京都市役所本庁舎 第1会議室
- ＜出席委員＞ ※ 敬称略、五十音順
芦田 光一（市民公募委員）
佐々木 元勝（特定非営利活動法人ファザーリングジャパン関西）
笹山 文美代（一般社団法人京都市地域女性連合会 理事）
里内 友貴子（弁護士）
多賀 太（関西大学文学部教授）
西岡 歩（日本労働組合総連合会京都府連合会 副事務局長）
藤本 哲史（同志社大学政策学部教授）
丸山 里美（京都大学大学院文学研究科准教授）
南野 佳代（京都女子大学法学部教授）
- ＜欠席委員＞ 井上 晃輔（市民公募委員）
奥野 美奈子（京都銀行 常務取締役）
谷口 洋子（京都府医師会 副会長）
- ＜オブザーバー＞ （公財）京都市男女共同参画推進協会
- ＜内 容＞ 1 第6次京都市男女共同参画計画の策定及び男女共同参画社会の在り方について（諮問）
2 「第5次京都市男女共同参画計画」に基づく令和7年度の主な取組について
3 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）の今後の方針（案）について
4 その他

＜主な意見＞

【1 第6次京都市男女共同参画計画の策定及び男女共同参画社会の在り方について（諮問）】

西 岡： 前回の審議会でも話をしたが、職場におけるウェルビーイングについては、私の所属する連合京都でも取組のテーマとして重視している。

その最たるものがワーク・ライフ・バランスであると認識しているが、今回お示しいただいた計画案では、ワーク・ライフ・バランスという文言は見当たらず、代わりにウェルビーイングという言葉を使っているようだが、その辺りの考え方について聞きたい。

また、第6次計画で取り組むべき政策方針として、伝統的な男性観が男性自身に与える影響というのが挙げられているが、こういった影響が生じているのか教えていただきたい。

事務局： まず1点目について、現行の第5次男女共同参画計画においては、真のワーク・ライフ・バランスの推進を重点分野に掲げているように、誰もがあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現に向けては、ワーク・ライフ・バランスが大変重要であるという本市の認識は変わらない。

一方で、少子高齢化が進み、また単身世帯の数が増えているという社会環境の変化をとらえ、家庭や地域との繋がりを前提としない、ワーク・ライフ・バランスという言葉では表現しきれない、個人の幸せや生きがいと

いったものを尊重していく必要があるということから、発展的な概念としてウェルビーイングな社会の実現を目標として掲げたいと考える。

ウェルビーイングという考え方の中に、ワーク・ライフ・バランスの推進も当然含まれていると考えていただきたい。

2点目について、まず、男女共同参画を推進する中で、女性であることによる困難についてはこれまでからスポットライトが当てられてきたかと思う。一方で、男性についても、男性とはこうあるべきだという旧来の男性観を押し付けられている状況がある。

旧来からの男性観とは、例えば、男性は強くあるべき、男性は家族のために稼ぎ手となるべき、男性は社会的地位を得るべきというものがある。

こうした男性観は、社会的圧力となり、男性の生きづらさを生んでいる。

またこうした社会的圧力は、男性が不安を抱えていても、なかなか相談しづらいという状況も生んでいると考える。

本市としては、男女共同参画の推進において、女性が直面する課題への対応にばかり力点が置かれがちだが、同時に、男性の生きづらさを解消していくということも重要な要素であると考えている。ついでに、第6次計画においては、男性が受けている影響に配慮しつつ、男性が抱える心理的負担等の解消、緩和のための取り組みや近年増加傾向の男性DV被害者への支援を充実する必要があると考えている。

芦 田： 男性を抱える困難へのフォーカスに関して、資料2の27ページ（5）男性の抱える困難へのフォーカスとして、自殺の問題が出ており、この表の中で男性の抱える困難について指摘されている。

ここにはない資料のことではあるが、私は京都市の自殺総合対策連絡会にも参画しており、そこでいただいた資料で、警察庁による暫定値の発表を見ると令和6年（1月～12月）は自殺数が大幅に減少していることが分かる。

京都市においても同様の傾向があるのだが、単年の数値でしかないので、ここを大きく取り上げたいということではなく、その中で気になることがあるので、この場で伝えたい。

実は、小中高生の自殺者数については、令和4年から令和6年の3年間で見ると、男子はどんどん減少している。一方、女子については、小中高のいずれも3年間で急上昇しており、非常に気になる。

小中高の女子と言うと、グリ下やト一横にいる少女たちをどうしても思い浮かべてしまうが、その他にも特に不登校の小中高生へのフォローや、特に女子生徒の自殺数が急上昇している傾向は非常に懸念されるので、その辺りのことを伺いたい。

事務局： 今ご指摘いただいたように、自殺者の全体数が大幅に減っているのに、小中高の女子生徒の自殺者数が増えている点については、認識している。

そういった困難を抱える女性が若年層で特に増えている状況を踏まえて、京都市でも来年度から、民間団体と連携し、ト一横のような場所は京

都では今のところ問題化していないが、そういう場所にいるような困難を抱える女性を早期に発見して、居場所の提供を通じて相談につなぎ、中長期的な自立支援までをセットとした支援事業を新規で行うこととしている。

様々な特色ある支援をされている民間の支援団体と連携することを想定しており、その中には不登校支援や外国人女性に絞った支援など、様々な団体と連携して取り組んでいきたい。

そういった点も含めて、計画に入れていく形で考えたい。

佐々木： ワーク・ライフ・バランスに関して、前回から男性の育児休業取得率をどんどん上げていこうという施策をされており、京都では徐々に上がってきているようだ。

一方で、ワーク・ライフ・バランスを推進していくには、長時間労働が大きな課題になっている。育休を一定期間取ったとしても、仕事場に戻ってしまえばまた長時間労働になるという現状では、女性にとっての家庭内での負担も一時的に減ったものがまた元に戻ってしまうような状況があるかと思う。

これについて、育休の取得率向上と併せて長時間労働を変えていくような施策を次期計画の中で考えているのであれば、教えていただきたい。

事務局： 長時間労働については課題として認識している。

長時間労働をしている中で、育休を取るのも、他の社員の方に負担を掛けるなどでためらう男性社員も実際おられる。また、育休が明けてからの長時間労働については、企業にも何とか工夫していただけるような、働きかけや広報啓発を展開していきたい。詳細は今後検討していく。

藤 本： 資料1の4番目に記載のある体系案について、先ほども少し委員の方から意見があったウェルビーイングな社会の実現について、1と2の2つの要素が挙げられている。しかし、これらの要素が互いを分断してしまっているような印象を受ける。

具体的にいうと、女性活躍の推進が1にあり、2には安全安心というキーワードがある。しかし考えてみると、この2つはやはり切り離せない部分があるように思う。

つまり、女性の活躍の基盤になってくる、前提になるものには安全安心、さらに言うと健康というものもあると思う。何かそのリンクのようなところを作り込むことはできないかと考える。

例えば、雇用労働における安全安心であれば、雇用の安定であるとか、経済的生活基盤の保障なども、女性が活躍する上での重要な基盤、前提条件になってくる。

この安全安心という言葉が、DVや暴力の方のキーワードになってしまっている印象を受けるが、必ずしもそれだけではなく、働くという側面においても重要なキーワードになっていると思うので、そこを少し考える余地があると思う。

事務局： 委員のご指摘のとおり、女性活躍を推進する前提において、安全安心な状況が欠かせないということは理解している。新しい計画での書きぶりについては、工夫ができないか、検討させていただきたい。

里 内： 第6次計画ということで、今後10年に向けてということになり、大きく目標を掲げるということについては賛成している。

また、それがウェルビーイングという言葉になるというのは、この言葉自体はとてもいい言葉だと思っており、反対という意味ではないが、この言葉が、例えば男女共同参画やワーク・ライフ・バランスのような、男女間の格差の是正やライフとワークのバランスといった課題をうまく表しているものをぼやかしてしまうような使い方にならないようにしていただきたいと思う。

先ほど、ワーク・ライフ・バランスを含む、さらなる発展的な概念としてウェルビーイングを使うと話があったが、それが隠れみのというか、問題点、課題を矮小化してしまうようなことにはならないよう、細かい計画の項目、細目の中では、いまだある課題について言及していただきたい。

加えて資料1の5ページ目に、男性の抱える不安への対応というのがあり、これもまた、大変重要な充実事項だと思うが、これにパラレルにあるものとして、伝統的な女性観によって、押しつぶされるような問題、困難や不安を抱えている女性もいるということは前提としていただきたい。

これについて、1つ目の問題を抱える女性の支援に入っているのであればいいが、女性は女性で、いいお母さんというイメージや、女性はおしとやかであるべきだ、あまりしゃしゃりでるべきではないなど、「伝統的な男性観」に相對する「伝統的な女性観」というのもあるので、そこもきっちり女性への支援の中に含めていただきたい。

事務局： 1点目については、ウェルビーイングという言葉を使いながらもこれまでの課題についてはしっかりと、それぞれの項目で記載していく形で、今後も御意見をいただいきたい。

2点目については、資料には男性について記載しているが、当然、女性の方で、伝統的な女性観に悩まされている状況あることは認識しており、そのことも踏まえた記載を検討してまいりたい。

委員には計画の大きな方向性としては、ウェルビーイングについて御理解いただけたものと認識しているが、次期計画は計画期間が10年ということで、かなり長期のものになるため、中間年にあたっては、その時点での法改正や制度の状況を踏まえ計画の見直しを行うことを前提として10年の計画としている。

また、伝統的な女性観による影響についての支援は、当然計画の中に入る予定にしているが、御承知のとおり、市民意識調査の中での自由意見などでは、男性の置かれている状況、感じておられるところ、課題が見えてきているところもあり、それらを踏まえて男性の課題に関する支援を充実したいということであり、基本的には賛成いただいているものと認識し

ているが、御意見を踏まえて計画を策定していきたい。

里 内： 先ほどの説明の中で、ワーク・ライフ・バランスはあまり単身者や高齢者にリンクしないのではないかというニュアンスの説明があったのが少し気になった。

ワーク・ライフ・バランスは必ずしも家庭を持っている方だけの問題ではないと私は理解しており、どなたでも趣味やボランティアなど家庭責任や家庭での充実以外にもプライベートを充実させるということとの理解でいる。

そのため、ワーク・ライフ・バランスは、全世代の、あらゆる個人にも関係する、目指すべきワードだと認識しているので、その点行き違いがあるのではないかと思いますと発言した。

事務局： 説明の中で、ワーク・ライフ・バランスのライフを家庭生活というイメージで御説明を差し上げてしまった。

おそらく回答の中の、生活基盤や地域との繋がりを前提にしないといったところがちょっと引っかかるようなポイントだったと思うが、基本的には、ワーク・ライフ・バランスはもちろん里内委員がおっしゃったとおりだと思っている。

その中で、それだけでは表現し切れないものも広くカバーしたいという趣旨でウェルビーイングという言葉に記載しているというようにご理解いただければと思う。

佐々木： 根本的なところで、計画期間が、現行の5次計画は令和3年から令和7年度の5年間であったのに比べて、次期計画の10年は長いなと感じたのだが、その理由背景を改めてご説明いただきたい。

事務局： 計画期間については、女性活躍推進法が令和8年3月に期限を迎えるに当たり、それを10年間、令和17年度までの期限延長することが国で検討されていることから、そこで、盛り込まれる方向性、取組内容との連携も考え、10年間としている。

その中で、計画中間期に当たる5年後の令和12年度には、社会情勢の動向等を考慮して、計画の見直しを行うこととしたい。

この計画は基本的に男女共同参画社会基本法と条例に基づくものではあるが、女性活躍推進法についても両輪として、やっていく必要があることから、同じ年度に合わせさせていただいた。

多 賀： まず、長時間労働の是正について、どのような取り組みをお考えかという質問があったが、なかなか個別民間企業の内部まで行政が入っていくのは難しいかと思う。また、育休取得率が上昇したり、労働時間減るとするのは男女共同参画の観点からは望ましいかもしれないが、企業の経営の問題もあるので、そういった中で労働時間を減らしたけれども業績が向上したというような、企業の好事例を集めて紹介することなどは行政としてもできるのかなと思った。

全体として、女性の抱える困難がまだまだ多い中、他方では男性側から

も、いろいろ困難の声や一部の男性においては女性支援策などに対する反発みたいなものも高まっており、ともすれば男性の利益と女性の利益が対立するかのような構図の中で、残念な状況が起きている。

これらに対しては、やはり啓発などを行うときに、男女共同参画は、女性側にも男性側にも、両方にメリットがあるというところをしっかりと市民の方々に伝えていくような広報啓発を心がけていただきたい。

資料にも記載があるように、男女共同参画を進めることで、男性の困難の解消に繋がる側面もあると思うし、DVの加害者対応についても、被害者支援の一環としての加害者対応を国も打ち出しており、男性たちの不安や不満が、他者への攻撃とか暴力などに向かないよう、早めに男性の不安などを社会的に望ましい形で解決していくことは、男性自身にとっても女性にとっても、あらゆる性の人にとって大切なことであると思うので、その点を工夫していただきたい。

事務局： お配りしている資料も多数あるので、じっくりご確認いただいて、引き続き御意見などあれば随時事務局にご連絡いただきたい。

多賀： 本日の御意見を踏まえ、事務局において計画案を作成し、次の審議会でご議論いただくということで進めていただきたい。

【2 「第5次京都市男女共同参画計画」に基づく令和7年度の主な取組について】

西岡： 資料5の2ページ目に記載のあるように、京都市DVセンターの認知度について、アンケートの結果を見ると14.4パーセントが認知しているということになっているが、これまでの周知の仕方ではこのような結果が出ているということなので、今後、どのようにこれをより広げていくのか、何か別の仕掛けを作って周知していくのか、考えがあれば聞きたい。

事務局： これまで11月のパープルリボン月間には、全市民を対象とした地下鉄の車内広告やシティーリビング等への広告掲載を行っていたが、今後は例えば高齢者向けの媒体や、若者向けのもの、子供がいる方向けの媒体など、ターゲットを一定絞って広報を行うなど工夫していきたいと考えている。

藤本： 資料4に女性デジタル人材の育成についての記載があり、先ほども御説明いただいたが、その中に現在も講座を実施しているという記載がある。現在行っている事業について詳細を聞きたい。

事務局： 女性デジタル人材の育成事業については3月31日までを期限に実施している。内容としては、令和6年10月から1月までの期間に受講者の方にはデジタルスキルを身に付ける講座を受講いただいた。

その後、その講座で学んだことだけでなく、それ以外のことも踏まえて仕事を見つけていただく段階として、就労のアドバイザリーを実施している。受講者については9名で、そのうち2名の方は就労を決められたと聞いているが、他の方については、就労アドバイザリーを継続中、4月以降も状況に応じて、委託先企業からフォローをしていただけると聞いている。

丸山： 令和7年度の基本計画というよりは第6次計画の策定に向けての発言に

なるかもしれないが、これまでも審議会場で何度か発言したとおり、今京都市で行われている女性のための相談事業は、いろいろな経緯に基づくものが複数あって、パッと見たときに非常にわかりにくいものになっているということを改めて指摘したい。

資料4の中にも不安を抱える女性への相談が記載されているし、DVの相談支援事業もあるし、加えて令和6年度には女性のための相談支援センターみんとが開設された。

これらについて、様々な経緯で開設されたものであるから、すぐに変えていくことが難しいのは理解するが、長期の方向性として、もう少し分かりやすく一本化、あるいは最初の相談窓口を一体化する方がいいのではないか。実際みんとの方にもDVの相談があったとのことであるし、そもそも相談件数が増えているという話もあり、そのあたりについても御検討いただきたい。

事務局： 相談していただく方にわかりやすい相談窓口、連絡先が大事だと認識しており、検討させていただく。

佐々木： 資料4の主な事業の1に、真のワーク・ライフ・バランスの見える化に向けた広報啓発として、京都スタイル真のワーク・ライフ・バランスの応援ウェブサイトを紹介いただいている。今検索してウェブサイトを実際に見ているが、大変良い取組と思う。企業の取組の掲載も多数あり、このホームページもそうであるし、ユーチューブも掲載されているなど、いい素材がたくさんあるのに、私自身も紹介いただいて初めて知ったものである。何かいい情報持っているのに、伝え切れていないところがすごくもったいなく感じる。広報についてはさまざまなところに課題があると思うが、今回を令和7年度の事業を計画していく中で、今年度についてはこういうふうにしていこうかなというような何か工夫や案があればお伺いしたい。

事務局： 広報の取り組みについては、当室に限らずいろいろな部署で課題になっている。最近では、京都市のLINE公式アカウントから、いろいろな事業を発信することで、問合せに繋がっており、SNSのしっかり活用していく必要があると感じている。

丸山委員からも常々に御指摘をいただいているが、書類の中でパッと見たときにどこを見ればよいか分からないというのがある。

場合によってはQRコードなどを読み取って、もう少し展開しやすいような、ボリュームも変えないまま、区分けをしやすくなることもあろうかと思うので、そういった取り組みをまず工夫していきたい。

応援ウェブについても、しっかり周知できるよう、いろんなアイデアを出しながら、周知していきたい。

佐々木： こんないいサイトなので、もっと絶対知ってもらったほうがいいなと思った。ぜひ一緒に考えていきたい。

芦田： 相談業務全般について、人的資源がもう限界に来ていると思う。

相談時間を制限されている原因はまずそこにあると思うし、本来、相談

業務は24時間体制が望まれるところであって、それをマンパワーでカバーしていくのは限界である。

そこで、例えば24時間体制をカバーするために、AIを導入することについて、京都市だけでなく、産学共同で研究していく計画など、将来的なことを考えているのであれば聞きたい。

事務局： AIの相談事業への導入については、まだそこまで考えが至っていないという状況である。AIも時代が進むにつれ、今後ますます進化していくと思っているので、状況を見ながら検討していきたい。

南 野： 先ほどから何人かの委員が御指摘された内容に関連して、相談事業がたくさん展開されていること自体は御尽力された結果と受け止めている。

ただやはり、丸山委員の御指摘のとおり、ワンストップセンターのイメージのように、そこに行けば、いろんな支援に繋がれるシステムがあると、使う側にとってはとても使いやすいし、広報もしやすいと思う。

ターゲットを絞って広報をしていくというのは一つのやり方だと思うが、窓口をまとめたうえで、みんなに向かって発信するというのもありだと思う。

こういった方針については、来年度中に検討して、その次の年度に向かってということになるだろうと認識している。

また、御報告いただいた中で、成果として感じたのは、みんとで受け付けた相談から、実は本人はそうは思っていなかったけれどもそれはDVですよねということになって、窓口がそれに気が付いて、支援に繋げることができたというのは実践として素晴らしいと感じた。

広報については、京都市がすごく頑張っているというのを感じるが、よくある広報手法の一つとして、お手洗いの個室の中に広報物が貼ってあったり、手を洗うところにカードが置いてあったりというのをよく見るが、それはされているのかという確認をさせていただきたい。

おそらく男性も、DVをはじめとして、いろいろ相談したいことがあると思うが、女子トイレの中にDVや性暴力の相談窓口の広報がされているのはよく見るが、男性の方にもそういうことをしてみてもいいのではないかと思う。

加えて、真のワーク・ライフ・バランスというのは、「真の」と言われる「偽の」があるのだなと思ってしまって、引っかかる部分もある。

先ほどのホームページも説明を聞きながら見ていたのだが、楽しい写真がたくさんあっていいと感じた。

真のワーク・ライフ・バランスとはつまり、仕事と家庭だけでなく地域などとのつながりも込みで考えるということだと理解している。

そうであれば、施策を推進していくに当たり、何がどうなったら効果があったととらえているのか。例えば企業であれば、残業が減ったとか、或いは女性の管理職が増えたとか、あるいは男性の育休取得率が100パーセントになって、それも皆さん半年とおられるとかだったら理解でき

るのだが、地域活動については事務局ではどのような指標や評価基準を持っているのか。

個人に対して、仕事と家のことだけでなく、地域社会にも貢献してくださいと言われてもなかなか難しいと思うのだが、どうやって評価し、あるいは推進する施策を打つにあたってどういう目標設定をされているのか。

事務局： まず相談窓口について、わかりやすい窓口にする必要があるのではないかという御指摘をいただいたが、これについては具体的には今後検討していきたい。また、みんとの相談者がDVセンターにつながったことについては評価をいただいてありがたい。

真のワーク・ライフ・バランスについては、委員のお見込みのとおり。

ワーク・ライフ・バランスという言葉は仕事と生活の調和を表しているが、それに加えて地域活動や社会貢献に積極的に参加することで、心豊かな生活を送ることができるという考え方である。

施策の目標設定や評価基準であるが、なかなか、施策効果を直接的に数値でお示しすることが難しく、その点について今後とも御意見いただきたい。

広報物については、お手洗いの配架について御質問いただいたが、昨年7月にみんとを開設した際には女性トイレに名刺サイズのカードを置いた。

また、ウィングス京都で行っている男性相談についても、同様のものを男性トイレで配架している。

こういった広報についての反応を女性から聞いたことがあり、何気なくトイレを利用したときに、ふと目の前にあったら手に取りやすく、まして悩み事があるときには、こんな取組があるのだと思って心が向くので、こういった取組はよいと言っていた。

来年度には若年女性支援の関係で民間団体がそれぞれの居場所づくり事業などの活動をされているが、そういったものもすべて書き上げるとなかなか大変なので、名刺サイズのカードでウェブからキーワードを入れていただければどこで支援が受けられるかというのを知ってもらえるようにしたい。

特に若い方であれば、学校におかせてもらおうというのもよい取組になるのではないかと考えている。

最後に真のワーク・ライフ・バランスについて、指標があればいいと思うが、こういった施策は個人の内面に訴えかけるようなものであり、個人的に真のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいただき、生きがいや満足感を高めていただくことを目標とするところだと認識している。なかなか数値化は難しいが、そういったことを推進していきたいと考えている。

【3 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）の今後の方針（案）について】

里 内： 資料9にある、第2回審議会において議題にしなかった理由、事前に報

告をしなかった理由はどこにあるのかという質問に対する回答として、前回の審議会のその他の議題で説明を予定していたと書かれている。

私の記憶では、もう閉会になる直前に会長から、質問が他にあるかとお尋ねになったところで、委員の方からウィングス京都についてはどうなっているのかという質問が出て初めて話題になったという記憶でいる。

京都市側からの示されていた予定に沿ってお話されたという場ではなかったように記憶しており、その点についてこの回答は承服しかねる。

そのやり方そのものについて、審議会で議題としてあげていただかなければ、なかなか審議もできない。数ヶ月に1回集まるこの審議会で、議題に挙げていただかなければ審議もできないものであるから、議題の選定を恣意的にされてしまうと、審議会の意義がなくなってしまうことを懸念している。

それは審議会の委員側にも、しっかりと審議するという京都市側の期待に応える体制を常々持つておかないといけないという反省もあるが、審議会に議題としてきちんとあげるべきものはあげていただかないといけないということをお願いしたい

事務局： 御指摘のとおりである。申し訳ない。

里 内： 議題の重要性についても、行き違いがあるように思う。

そもそも、その他として、最後にちょっとお話いただくべきものなのかどうかというところが今度は問題になってくる。

以前の経緯は分かっていないが、ウィングス京都のあり方については前年度からいろいろと審議なさっていた事項であったと認識しているし、私の手元に今ある京都民報でも、なぜ男女共同参画審議会でウィングス京都の在り方についての話が出ていないのかといった批判もあった中で、令和6年度第2回の審議会が行われたはずであるので、審議会の最後にその他でちょっとは話をするべき内容であったのかという点も疑問視している。

議題の優先順位等あるかと思うが、議題については慎重に検討していただき、恣意的な選定はやめていただきたい。

事務局： 今後注意していく。申し訳ない。

佐々木： 話の中でウィングス京都の役割といったことについて、しばしば話題に上がるが、そもそもウィングス京都とは、どういう施設であり、どういうことができる場所なのか情報が入ってきていない。

このことが10代から30代の若年層の利用が少ないことの原因として挙げられるように思うが、改めてどういった機能を持つ場所なのか教えていただきたい。

事務局： ウィングス京都の本来機能については、男女共同参画に関する講座やセミナーを実施し、市民の方に参加いただける場所であると同時に、相談事業として女性のための相談、男性のための相談、DV被害に関する相談などを行う場でもある。

併せて、活動の場の提供ということで、貸し館業務をしており、会議室

などを使っただき、市民の方に活動をしていただくための場として、居場所を提供するような事業を実施している。

佐々木： 改めて教えていただくと、機能は多岐にわたるという印象だが、まだ具体的なところがかみづらいつく感じる。ホームページも見せていただいているが、細かい情報をキャッチしづらく、今後時代背景を踏まえてうまく市民の方に広まっていけばよいと思う。

丸 山： 資料7によると、今後民間事業者を活用して、ウィングス京都の在り方について検討していく案のように理解した。

当初よりサウンディング調査を行って6つの民間事業者を相手に話を聞いたということから考えて、初めから民間事業者を活用するということが方針であったのではないか。

その背景には京都市の財政事情があるかもしれないが、それで危惧しているのは、収益に繋がらないような事業、例えば、図書館事業や相談事業、それから市民活動の基盤になるような貸館事業が切り捨てられていくのではないかということである。

或いは、ウィングス京都を見直した際に、民間団体にお金を落とせないような人は使えないというようなことに繋がらないよう、慎重に検討をしていただきたい。

事務局： ウィングス京都は京都市の男女共同参画の推進に必要な中核施設であり、その機能については今後もしっかり維持し、これまで利用していただいている機能がなくなってしまうということはないように進めてまい

る。
費用の点については、民間活力導入によってその利用料金が増額するということは考えていない。

未来永劫、利用料金は今のままかという、その点についてはお約束ができないが、少なくとも民間活力の導入に伴って利用料金を増額するということは考えていない。

南 野： ウィングス京都は、京都市が管理するほかの文化施設に比べて、どうにかしないといけないと議論になるほど、利用率が低いのか。

研究会とかミーティングで使おうと思って予約を入れようとしても、いつも予約がいっぱいだという認識でいるので、何がそんなに問題なのかがよくわからない。

資料7には、2月に予算案を提案して、来年度中には公募して選定すると記載があるのでもう決定されたことだと思うが、困りごとがあって相談に来た方が、施設が余りににぎわっているがために出入りがちょっとためられることのないよう配慮いただきたい。

こういう施設は、常に100パーセントの稼働率であるとか、すごくにぎわっている必要が本当にあるものかどうかがよくわからない。

ただ立地が大変よく、利用する方にとっては立ち寄りやすい場所だろうとも思うので、ちゃんと利用しないともったいないというのも一定理解で

きる。

本来の機能が、よりよく発揮できるような形での事業者の選定、計画をしていただきたい。

事務局： 本来機能を維持しつつ、利用される方が利用しやすいようにという御指摘の点も踏まえ、検討してまいりたい。

里 内： 資料1の5ページ目に記載のある、第6次計画での充実事項の3つ目の丸のところにウィングス京都のさらなる活用というふうにうたっている。

男女共同参画の推進の中核的施設という従来からの役割強化に加え、と記載があるが、現行の第5次計画でも、ウィングス京都は中核的施設に位置付けられていたということであり、そうであればなぜ審議会で話題に出さないのかというふうに疑問に思っていたところではある。

これについて、第6次計画でも引き続き、ウィングス京都は男女共同参画推進の中核的施設として位置付けられるということで今計画を立案されているという理解でよいのか。

事務局： 委員のおっしゃるとおりである。

併せて、予算等の御指摘も先ほどいただいたが、今年度においてもひびがあった外壁の老朽化対策工事を行っているほか、トイレの洋式化についても予算を議決いただく等、利用者にとって利用しやすい施設にしていくということということも含めて推進していく。

里 内： みんとができたこと自体は歓迎されるべきことだと思うが、みんとがあるからウィングス京都の機能を縮小するなどといったことはないように、機能を強化して、第6次計画でも重要な役割をウィングス京都にしっかりと担わせるような施策で進めていただきたい。